

令和元年度職員配置基準

ケアワーカーの配置人数を、利用者 2.3 人に対し 1 人とし、看護師を含む直接支援職員配置人数を、利用者 2.1 人に対し 1 人とする。（運営基準は 3 : 1）

看介護職員は連携し、医療ニーズの高い利用者に対し痰の吸引等の医療ケアを提供する。

また、多職種協働の下、看取り介護、食事の経口摂取維持等、安全で質の高いサービス提供に努めるものとする。

	南陽園	第二南陽園	第三南陽園
(入所者数)	254	156	222
園長	1	1	1
管理副園長	1	1	1
サービス課長	1	1	1
ケアリーダー	4	3	4
サブリーダー	7	3	7
ケアワーカー	99	62	85
地域連携担当ケアワーカー	1	1	1
(ケアワーカー計)	111	69	97
【対利用者割合】	【2.3対1】	【2.3対1】	【2.3対1】
主任看護師	1	1	1
医務看護師	10	6	9
(看護師計)	11	7	10
【直接支援職員対利用者割合】	【2.1対1】	【2.1対1】	【2.1対1】
機能訓練指導員	4	2	3
管理栄養士	1	1	1
主任相談員	1	1	1
生活相談員	3	2	3
事務員	4	3	3
清掃員	7	委託	4・委託
洗濯員	委託	2.5	委託
調理員	委託	委託	委託
警備員	委託	委託	委託
(介護支援専門員定数)	(4)	(3)	(4)
計	145	90.5	125

※ 職員数は予算における人件費算定の人数であり、常勤換算したものである。